平成 25 年 7 月 13 日

各位

会　社　名　　株式会社ジェイテクト
代 表 者 名　　取締役社長　安形 哲夫
（コード番号　6473）
問 合 せ 先　　広 報 部 長　安藤 健二
（電話番号　　052-527-1915）

カナダ競争法違反による罰金支払について

当社は、平成 25 年 7 月 12 日（カナダ時間）、過去の自動車用ホイールハブユニットベアリングの取引(※)に係るカナダ競争法違反に関し、同国ケベック州の裁判所において 5 百万カナダドルの罰金支払を命じられました。

当社は、平成 23 年 7 月にベアリングに関する独占禁止法違反の疑いで公正取引委員会の立入検査を受けたことを契機として社内調査を行ってまいりました。当該調査により判明した事実を受け、カナダ競争法当局による調査に全面的に協力するとともに、司法取引に向けた交渉を続けてまいりましたが、このほど同国検察当局と合意に達し、上述の判決に至りました。

株主様、お取引様をはじめ、関係者の皆様に多大なご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。当社は、今後とも、再発防止に向けたコンプライアンス徹底の取組みを継続し、信頼回復に向け一層の努力をしてまいります。

なお、本件に伴う当社業績への影響は軽微であります。

(※)本件の対象となる取引は、トヨタ自動車株式会社のカナダ製造子会社で製造される自動車に搭載のホイールハブユニットベアリングに関するものです。

以上